

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和3年5月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概 要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差 分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	1 トン	113 トン
		71 トン	1 トン	70 トン
3	クリーム	38 トン	16 トン	22 トン
		24 トン	16 トン	8 トン
4	粉乳類	52,961 トン	2,611 トン	50,350 トン
		33,644 トン	2,182 トン	31,462 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	86 トン	1,677 トン
		1,142 トン	86 トン	1,056 トン
6	加糖れん乳	202 トン	8 トン	194 トン
		68 トン	8 トン	60 トン
7	ヨーグルト	17 トン	0 トン	17 トン
		11 トン	0 トン	11 トン
8	バターミルク	192 トン	2 トン	190 トン
		12 トン	2 トン	10 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	5,181 トン	53,230 トン
		47,985 トン	4,260 トン	43,725 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	434 トン	12,939 トン
		8,803 トン	302 トン	8,501 トン
11	バター	24,439 トン	1,814 トン	22,625 トン
		16,786 トン	1,537 トン	15,249 トン
12	豆類	89,846 トン	11,179 トン	78,667 トン
		45,461 トン	3,685 トン	41,776 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	790,672 トン	4,941,032 トン
		5,117,080 トン	762,465 トン	4,354,615 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	169,852 トン	1,159,456 トン
		222,196 トン	7,285 トン	214,911 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	83,158 トン	647,101 トン
		704,615 トン	83,158 トン	621,457 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	152 トン	2,791 トン
		2,351 トン	152 トン	2,199 トン
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	602 トン	11,858 トン
		6,177 トン	602 トン	5,575 トン
17	マニオカでん粉	163,795 トン	19,695 トン	144,100 トン
		162,600 トン	19,695 トン	142,905 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	1,716 トン	19,570 トン
		21,286 トン	1,716 トン	19,570 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	70 トン	1,624 トン
		1,220 トン	70 トン	1,150 トン
20	イヌリン	2,130 トン	342 トン	1,788 トン
		55 トン	10 トン	45 トン
21	落花生	36,714 トン	5,906 トン	30,808 トン
		23,109 トン	2,933 トン	20,176 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	21 トン	210 トン
		223 トン	21 トン	202 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	135 トン	10,282 トン
		4,348 トン	134 トン	4,214 トン
24	でん粉調製品	241 トン	16 トン	225 トン
		238 トン	16 トン	222 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	220 トン	5,480 トン
		2,070 トン	131 トン	1,939 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	541 トン	19,437 トン
		1,810 トン	66 トン	1,744 トン
28	繭	6.5 トン	0.0 トン	6.5 トン
		6.5 トン	0.0 トン	6.5 トン
29	生糸	309 トン	31 トン	278 トン
		308 トン	31 トン	277 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。